

## ファクトシート 6 - 精神保健調査裁定機関 (Mental Health Review Tribunal)

精神保健調査裁定機関（以下『裁定機関』）は、*Mental Health Act 2000*（精神保健法。以下『Act』）に基づき強制患者の権利を保護する重要な機関です。

第 12 章では裁定機関に関する定義、その運営に関する説明、および手続きに関する必要条件の概要を記しています。裁定機関が調査する事柄や調査権限などは Act の第 16 章に記されています。

### 裁定機関とは何ですか？

裁定機関は、Act に基づき強制治療を受けている患者を調査するために設立された独立機関であり、常勤の長官により統率される州規模の機関です。地域レベルの委員会を作るため、委員はクイーンズランド州全土から任命されます。

委員会は通常、3 名の委員から構成されます：

- 弁護士
- 精神科医（精神科医がいない場合は他の医師）
- 同等の経験を持つ人物または有資格者

長官は最大 5 人までの委員会を構成することができます。規模の大きい委員会は、問題のあるケースや複雑なケースに採用されます。特別な場合、委員が 1 名のみの委員会も構成されることがあります（例：緊急を要する場合など）。

### 裁定機関は何を調査するのですか？

裁定機関の調査対象：

- 強制治療命令 (*involuntary treatment order*) を受けている患者
- 法廷命令 (*forensic order*) を受けている患者
- 警備の厳重な場所に拘留されている若い患者
- 特定の法廷患者の裁判に対する適性

裁定機関が裁決すること：

- 治療の適用
- 法廷患者情報命令の適用
- 患者がクイーンズランド外へ移動するための承認
- 強制患者への面談を許可しない認定精神保健施設の管理者の決定に対する異議申し立て

### **公聴会はどのように実施されますか？**

裁定機関は、公正の原理を把握し、非公式の形式で公聴会を実施する必要があります。また、証拠の規則により制限されず、裁定機関が適切であると考える方法で実施します。

裁定機関が指示しない限り、公聴会は非公開となっています。

### **強制治療命令または法廷命令の調査はいつ行われますか？**

強制治療命令を受けている患者については、発令後6週間以内に裁定機関の調査が実施されます。その後は6ヶ月毎の調査となります（ファクトシート3 - 強制治療をご参照ください）。

法廷患者については、法廷命令の発令後、6ヶ月毎に調査が実施されます（ファクトシート5 - 法廷規定をご参照ください）。

患者はいつでも調査を申請することができます。しかし、その申請権利を乱用したり、根拠のない申請を行った場合は、裁定機関が申請を却下することもあります。

### **強制治療命令または法廷命令の調査における裁定機関の権限とは、どのようなものですか？**

強制治療命令の調査では、治療条件が患者に該当するかどうかを裁定機関が検討します。裁定機関が強制治療命令を正式に認定するか、または取り消さなければなりません。さらに、裁定機関は以下のような命令も下します：

- 命令の種類の変更命令
- 制限付き地域治療の命令や取り消し（命令の種類が『入院治療』であった場合）
- 患者を他の認定精神保健施設へ移送させる命令

法廷命令の調査では、裁定機関は法廷命令を正式に認定するか、または取り消さなければなりません。また、患者の制限付き地域治療も承認します。しかし、『患者の精神疾患または知的障害により、本人または他人の安全に対して危険を及ぼさない』という条件が満たされない限り、裁定機関は命令を取り消したり、制限付き地域治療を承認することはできません。

### **治療の適用とは何ですか？**

電気ショック療法などの特定の治療方法は Act により規制されています。この種の治療については、患者は治療の説明を受け、患者がその治療を承諾しなければなりません。しかし、患者が説明を受けず、承諾していない場合でも、精神科医の治療申請に基づき、裁定機関の承認があれば電気ショック療法を実施することができます。

緊急時には、裁定機関の承認なく最高 5 日間の電気ショック療法が実施できます。この場合、実際に患者に医療行為を行った保健施設の精神科医と指導医師は、この緊急性を証明する義務があります。裁定機関へ申請書の提出を早急に行い、裁定機関は事態について 5 日以内に報告を受けなければなりません。

### **詳細は下記までお問い合わせください**

Mental Health Review Tribunal

電話：1800 006 478 または 07 3235 9059

Mental Health Act Liaison Officer

Mental Health Branch

Queensland Health

GPO Box 48

BRISBANE Q 4001

電話：1800 989 451 または 07 3234 0417

Eメール：[mha2000@health.qld.gov.au](mailto:mha2000@health.qld.gov.au)

ウェブサイト：[www.health.qld.gov.au/mha2000](http://www.health.qld.gov.au/mha2000)